

# 詩懷紙について

堀川 貴 司

要 旨 平安鎌倉期の漢詩作品を取り巻く状況を考察する一環として、詩懷紙について、その作法、特に詩本文の書様を概観する。鎌倉前中期に次第に六行三字に統一されていくこと、南北朝期を境に七言律詩から七言絶句に変わり、三行三字に書かれることを、懷紙の遺例や記録に書き留められた例、作詩作法書などに基づいて確認し、「文書」としての機能についても考える。



十二世紀前半に成立した文書文例集「朝野群載」<sup>(1)</sup>の卷十三・紀伝上・書詩体は、さまざまな作文の場における懐紙の端作について、その例を列挙している。その筆頭にあるのは天皇主催のものである。

帝王

七言九日侍宴。同賦寒菊戴霜抽。応製詩一首（以某為／韻并序）

官位臣姓朝臣名上（帯藏人者。官位上書藏／人字。他所者不書之）

今案。公宴之時。必書侍宴字也。臨時密宴不書之。又七言四韻。詩者三行余三字。為常例。若有字闕非此例。「応製」の二字が入ること、官位姓名をすべて書き「上」を加えること、などが他の作文会と異なる点であるが、注目したいのは末尾の注記である。「今案するに、公宴の時、必ず「侍宴」の字を書くなり。臨時の密宴には之を書かず。又、七言四韻、詩は三行（六行の誤写であろう）三字を余す、常例なり。若し字闕（敬意を表すためのアキ字）有らば此の例に非ず」——文脈から言ってこれは「公宴」すなわち天皇主催の作文会に限定されるであろうが、「常例」と言う以上は、詩本文の書き方について、すでに六行三字という作法が確立していたことを窺わせる。

二

では実例はどうか。

\* 藤原佐理<sup>(2)</sup>

安和二年（九六九）三月、藤原実頼の作文会におけるもの。これは七言絶句でしかも「倭漢任意」という注記がある。平安時代の一般的な作文会とはやや異なる。8875の三行五字。なお、これをさかのぼる例として、『北山抄』巻三所収、延喜十九年（九一九）内宴における保明親王詩があるが、字配りが再現されているかどうか不明である。

\*『文泉抄』紙背大江忠房詩懷紙<sup>(3)</sup>

承安四年（一一七四）かと推定されている。端作に应製・应教などの字はなく、署名は「散位大江忠房」のみなので、大臣家などで行われたとしても私的な会であろう。七言律詩を11111111102と五行二字で記している。

\*藤原良経詩懷紙<sup>(4)</sup>

官職表記から建久年間前半（一一九〇～一一九五）と考えられる。別筆の添削書き入れがある草稿ではあるが、一応参考にはなろう。題は「宮花不限年」、署名は「左近衛大将良経」とのみあるので、宮中で行われた私的な会であろう。なお『資実長兼両卿百番詩歌合』に同題の摘句がある。9888986の六行六字。

\*猪隈関白記（近衛家実）紙背詩懷紙<sup>(5)</sup>

建久年間後半から元久元年（一二〇四）頃の成立。平安・鎌倉期を通じて、現存最多の詩懷紙群である。紙背であるため、懐紙の天地が裁断されており、詩本文が完全に残っていない場合もあるが、何とか字配りが確認できる三二七枚について、作者別に一覧にしてみる。

作者	総数	六行三字（絶句の場合は三行三字）になつていないもの（算用数字は行ごとの字数を表す）
近衛道経	一	一（8878889）
近衛兼基	八	二（9999992）（99910910）
源家俊	一	〇
源兼定	九	四（六行のみ、六行四字、六行七字、七行二字）
源成信	四	四（うち一は勅韻で7×八行）
源通衡	一	〇
平時宗	二九	八（うち一は勅韻で7×八行）
平時兼	三三	一三
平親輔	六七	三六（うち四は勅韻で7×八行）
平宗清	一	一（9999992）
平知基	八	六（うち五は六行のみ）
菅原在茂	一三	一（99991010）
菅原在高	二〇	一（自注あり）
菅原淳高	七	二（ともに9999992）
菅原義高	三	一（8988995）
大江匡範	六四	五（六行二字、六行四字が二、六行五字、六行七字）
大江周房	四八	七（六行のみが三、六行二字、六行四字、六行五字、六行八字）

藤原敦尚 八 六

藤原敦綱 一 一

藤原光親 一 〇

猪熊関白近衛家実の家で行われた私的な作文会での作品であり、参加者や残存数にも偏りがあるが、博士家のうち菅江両家が六行三字の決まりをほぼ忠実に守っている（特に菅原家が厳格である）のに対し、式家の二人（敦尚・敦綱）はそうではない、といった、家による違いが見て取れる。博士家以外ではどうか。近衛家実の弟二人（道経・兼基）は数が少ないので何とも言えないが、兼基の方はよく守っていると見てよいだろう。これらに対し、源平両氏は比較的自由な書き方をしている。

そのなかで、勅韻（あらかじめ韻字を全て定めておいてから詩を詠むこと）の詩について、句ごとに改行している例が複数見つかる。ここで参考になるのは、『朝野群載』前掲部分で省試の詩の作法として、七言でも五言でも「以一韻書一行（一韻を以て一行に書く）」という注記があることである。これは偶数句末で韻を踏むことに、つまり二句で一行ということになる。正しく押韻されているかというのが採点のポイントの一つであるから、韻字が一目でわかるようにこういう書き方が指定されたのであろう。勅韻詩についても同様の目的で意識的に改行する場合があったと思われる。

\* 藤原定家詩懷紙草稿<sup>(6)</sup>

佐藤恒雄氏により、建暦二年（一一二二）成立と考証されている。「歎会契週年（以情為韻）」の題で七言絶句が二首（二首目には「為家」と署名あり）、句ごとに改行して（7777）書かれている。一首目には第三・四句の別案

がやや小さい字で左下に書かれ、添削者によって本案のほうに合点が掛けられ、一部改作されている。このような内容から見る限り、この草稿は懷紙の書様についてではなく、詩の内容に関する添削を受けるのが主目的で、従って読みやすさを考えてこのような字配りになっているのであろう。

\* 民経記（広橋経光） 嘉禄二年（一二二六） 九月十七日条<sup>7</sup>

住吉社頭における作文会での自作を日記に書き留めている。私的な会ではあるが、神前に奉納するという意識からか、端作・位署は「暮秋陪 住吉社壇同賦秋景属江上（各分一字）／詩（探得声／字）／治部権少輔従五位下藤原朝臣経光」ときちんと書いている。懷紙の字配りが再現されており、9999983（六行三字）となっている。このとき、ついで和歌の披講、当座勸韻の作文（「暮秋於墨江釣台即事」）も行われたが、この両者に関しては、本文は書き留めているが懷紙の字配りは再現されていない。このあたり、格式ある句題詩と、当座の余興と見られる無題詩とに対する意識の差があろう。

\* 岡屋関白記（近衛兼経……家実息） 建長二年（一二五〇） 六月二十七日条<sup>8</sup>  
後嵯峨院仙洞における作文会での自作である。

余詩書様如此（書檀紙、高）

夏日同賦 聖恩覃草木

応 製一首（以栄為韻）

摂政従一位臣藤原朝臣、上

我后聖恩人識否、遍覃

草木万方平、殿前再

奏金芝色、省下重開

瑞析榮、太吳氏風伝

盛徳、汾陽県月契長生、

微臣扶老侍斯席、悦矣

今宵雅頌声、

このように9888995となっている。このあと、院および他の参加者の端作を書き留めているところから見ても、懐紙作法に関心があったはずで、六行五字というのは意識的なものではないかと思われる。宝治二年（一二四八）十二月二十五日条には宗尊親王読書始の会における作文の詩懐紙が載っていて、七言絶句を8（闕字あり）875と三行五字に書いていることも、その推測の傍証となろう。

\*近衛兼教（兼経孫）一筆五部大乘経紙背詩懐紙<sup>(9)</sup>

高山寺に奉納された五部大乘経の紙背の一部が、近衛家において行われた作文会の詩懐紙である。一部流出し、まとまったものとしては東京大学史料編纂所蔵影写本『鎌倉末名家詩懐紙』（大正六年、幸田成友所蔵時の写し）がある。成立はおよそ一二八〇〜九〇年代と見られ、いわば猪隈関白記紙背詩懐紙とほぼ同様の場における三〜四世代後の様子が窺える資料である。ここでは管見に入ったものの全てが七律・六行三字になっている。

\* 拾芥抄紙背詩懷紙<sup>(10)</sup>

東京大学史料編纂所蔵古写本の紙背で、およそ鎌倉末頃と推定されている。数は少ないが、これも全て七律・六行三字である。作文の場は、南家の学者や蔵人クラスの人々などの参加した、ごく内輪の会であろう。

\* 園太暦（洞院公賢）延慶四年（＝応長元年、一三一―）二月五日条<sup>(11)</sup>  
積算における自作の七言絶句を書き留める。三行三字である。

\* 本朝世紀紙背詩懷紙<sup>(12)</sup>

国立歴史民俗博物館蔵田中本本朝世紀の紙背である。柳原紀光が安永九年（一七八〇）に詩のみを臨写したものが『旧詩懷紙案』と題されて、東京大学史料編纂所にある。紀光は、閏九月十三日の詩があることから貞治四年（一三六五）成立と推定している。これも会の性格は拾芥抄紙背詩懷紙と似たようなものであろう。一首のみ、長文の自注のため六行七字になっているが、他は全て六行三字である。

\* 広橋家記録所収迎陽記（東坊城秀長）抄出<sup>(13)</sup>

国立歴史民俗博物館蔵。作文会関係の記事のみを集めたもので、そのうち永和三年（一三七七）二月二十七日条（本書には三月とあるが、『愚管記』により二月とわかる）に、御会における自作を載せている。七言絶句、三行三字である。

\*内裏三席御会詩懷紙写<sup>(14)</sup>

宮内庁書陵部蔵伏見宮本、応永十七年（一四一〇）八月十九日の作文・和歌・管絃の会における詩懷紙を写したものの。三行三字。紙背は東坊城和長が一座する和漢聯句の懷紙で、句上に「愚句（和長）」と記すことから、和長自筆と見られる。三席御会は東坊城秀長が序者・題者・御製講師を務めており、秀長自筆本の写しであろうか。

\*薩戒記（中山定親） 応永三十一年（一四二四）二月十一日条<sup>(15)</sup>

釈奠における詩の書き方について「故実無きに依つて大内記為清朝臣（五条為清か）に相尋」（原漢文）ねたとこゝろ返答を得た。それによると、字配りは三行三字で「但し闕字の時又た相替はり候か。然らずんば此の分子細無く候」とある。

室町期に入ると、ここまでのように紙背が書写に用いられたことによつて残つたり、たまたま記録などに書き留められたり、といったもの以外に、単独で伝わる懷紙が多くなる。ほとんどは七言絶句、三行三字に固定化される。<sup>(16)</sup>

三

作詩作法書における記述も見ておきたい。

【王沢不渴鈔<sup>(17)</sup>】は建治二年（一二七六）成立、僧良季撰とされる書で、上巻に詩、下巻に文の作法を収める。

客云く「既に題を書くの様並びに袖書の体を聞く。又た詩を書くの様有りや」予云く「詩の会（懷の宛字か）紙を書くことは、多分九字五行・八字・三字なり。八字の行を以て四番の行に置く、是れ一説なり。又た之を定

めず便宜に随ひ文字に依つて之をく（下略）」（原漢文）

『朝野群載』のように、様々な場における作文会の端作を列挙した後、このように詩の字配りについて説明する。このあと、実例による解説の中では、最初の二例のみ懷紙の字配りを再現して、一番目は999989993とし、<sup>(18)</sup>二番目は9994（自注あり）997となっていて「此の如く詩の中に所存有り又た本文を載するに註を用ふ、此の時は九字八字三字等定むべからず」と注記する。

『真俗擲金記』は守覚法親王の編と伝えるが、実は鎌倉中後期に成立した仮託書と思われるもので、上巻に詩文作法、下巻に密教関係の秘伝を収める。

一 懷紙端作事

春日同賦々々々々

々一首（題中取／韻等）

作者名字

九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

三〇〇〇 号六行三字也

九字の行が一行抜けているが、このように懐紙の字配りを再現した上で、「八字の行、六行の内在る所定め無きか。八字之を切らずして八字の行に書くべし。但し注有るの時、字数又た行数共定め無し。又た能書行数等を憚らざるべきか」(原漢文)としている。

前章に挙げた実例において、例えば同じ近衛家主催の作文会での詩懐紙が、鎌倉初期にはかなりのばらつきがあったものが、後期には六行三字に統一されている様子を見た。はじめ、応製の場、すなわち天皇主催の作文会での作法だったものが、場の如何にかかわらず六行三字に書く方向で一般化したものと思われる。上記二書はまさにそういった固定化の進行のなかで著されたもので、現実を反映しつつ現実に影響を与えたのであろう。

和歌懐紙<sup>(19)</sup>においても、平安後期から鎌倉初期の遺例(熊野懐紙など)は三行三字が少なく、比較的自由である。しかし『袋草紙』『八雲御抄』『下官抄』別本『和歌秘抄』など、同時期の歌学書は三行三字を主張する。これも『公衡公記』(西園寺公衡)正和四年(一二三二)四月二十八日条所引の京極為兼書状に「行数の事人々の所為同じからず候。晴儀、一首に於ては三行三字の由存じ候。」(原漢文)とあるのが参考になる。詩の場合と同様、はじめは「晴儀」に限定されていた規定であり、歌学書の記述と遺例の食い違いは、それで説明できよう。

南北朝にはいると詩懐紙の主流は三行三字すなわち七言絶句となっていく。いわゆる王朝漢詩において詩人が最も詩句の彫琢に意を用いた対句部分を持たない詩体が変わってしまうのである。詩懐紙作法の変遷は、王朝漢詩そのものの形骸化そして終焉を象徴するものになっている。

#### 四

詩懐紙は、実際の作文会においてどのように扱われるのか。<sup>(20)</sup>

場に居並んで、酒杯の巡るなか各自詩を書き上げると、身分の低い者から順に文台に置いていく（献詩）。文台ははじめから主催者の目前に置かれていた場合と、そうでない場合とがあるが、後者においても献詩の後、主催者の前に運ばれ、そこで披講が行われる。作文会において、詩は主催者に捧げられるものであり、式次第における懷紙の動きもそれに則っている。懷紙は主催者と作者の一对一の關係を取り結ぶ役割を果たしているのである。

これはまさに古文書学において「特定の対象に伝達する意志をもつてするところの意思表示の所産」<sup>(2)</sup>と定義される文書そのものと言っている。『朝野群載』における端作の書様一覽も、同じ紀伝道の申文などと並んで収められていて、貴族社会における公的文書という意識があったに違いない。ことに天皇主催の会においては、「官位臣姓朝臣名」すべてを書くというのは、最も格式ある公式様文書と同様であり、参加者は身分の如何に関わらず直接天皇に対して意思を表明できる。句題詩において「述懷」が定式化されたのも、このような文書としての性格と關係づけられるだろうし、宮中行事における作文会の重要性もその点にあるう。

詩懷紙は口頭伝達が前提となつて書かれている。まさに「文台引下ろせば即反古」（『三冊子』）であつて、現存する詩懷紙の多くが反古となつて紙背が再利用されたために伝わったのもうなづける。しかし実際の作文会においては、その視覚的要素も重視されたりしく、先引の『真俗擲金抄』にも能書は自由に書いていいとの記述があつたし、猪隈関白紙紙背詩懷紙には、一行ごとに墨の潤濁を変えて書いている例がある（四—十四—十四 大江周房）。また、大江以言が「以仏神通争酌尽、経僧祇欲朝宗」の対句を作り、「酌」字に旁が「夕」になる異体字を用いて、朝と夕で対にする側対の技巧を披露した時、「夕」を大きく書いて強調し、慶滋保胤にその出来栄えを嫉妬された（『江談抄』第四）というのも、当然その文字が場の人々に注目されることを前提にしているだろう。また、古くは詩の作者自身ではなく、能書に代筆させることもあつた（先に触れた『北山抄』の保明親王詩は小野好古が、『天徳闢詩』ではす

べてを道風が書いている)。この点からすると、作者の意思伝達という文書的性格はむしろ平安中期以降、句題詩の確立と軌を一にして強まったのかもしれない。

しかし、その「文書」は、主催者だけが読むのではない。講師によって披講され、その場に在る全員に内容が伝達される。いわば、主催者と参加者によって構成される「場」が伝達の対象となる。そこに、場を離れて独立した文学作品となる契機が含まれている。願文・表白なども同様であろう。

他の宮中行事と同様、式次第に則って執り行われる作文会という場、句題詩という構成が厳密に決められている詩法、両者の儀礼性を繋ぐものとして詩懐紙があると言つてよいだろう。

〔注〕

(0) 本稿では全体を通じて「詩懐紙」という語を用いているが、管見の範囲で、作文会における詩を書きつける料紙を懐紙と称するのは「王沢不渴鈔」「真俗擲金記」あたりが古く、それ以前の資料には見られない。平安の儀式書や記録では単に「紙」と呼ばれる。懐紙は本来備忘のため懐に忍ばせるもので、初めから儀式の中で重要な役割を与えられている詩の料紙には本来ふさわしくない名称であろう。もしかすると、和歌懐紙が登場して、その名称が詩にも転用されたのかもしれないが、ともかく今後の課題としたい。なお、この点を含め懐紙について概観した論考として古谷稔「懐紙の研究―書式の成立と変遷―」（『東京国立博物館紀要』一一、一九七六・三）がある。

(1) 新訂増補国史大系による。

(2) 個人蔵、「特別展 詩歌と書」（一九九一、東京国立博物館）所収。

(3) 個人蔵、久曾神昇「平安時代仮名書状の研究」（一九六八、風間書房）所収。

(4) 三井文庫蔵、注（2）前掲書所収。なお、本作品に関して書法の面に注目した論考に古谷稔「後京極良経と法性寺流書法の展開―三井文庫本詩懐紙を中心として―」（『MUSEUM』四九八、一九九二・九）があり、添削者を父兼実と推測している。

(5) 陽明文庫蔵。佐藤道生氏御所蔵の写真を利用させていただいた。翻刻に大曾根章介・後藤昭雄・山崎誠・佐藤道生「陽明文

- 庫蔵「猪隈関白日記紙背詩懷紙」（和漢比較文学叢書五「中世文学と漢文学Ⅰ」一九八七、汲古書院）、研究に山崎誠「陽明文庫蔵猪隈関白日記紙背詩懷紙について」（初出一九八二、「中世学問史の基底と展開」一九九三、和泉書院、所収）がある。なお、本論考において使用した資料の多くは既に山崎氏論文に言及がある。
- (6) 佐藤恒雄「藤原定家詩懷紙草稿について」（桑原博史編「日本古典文学の諸相」一九九七、勉誠社。後、佐藤恒雄「藤原定家研究」二〇〇一、風間書房、所収）に詳しい考察がある。なお、文面の解釈に関しては一部稿者と見解が異なる。
- (7) 大日本古記録による。
- (8) 陽明叢書記録文書篇第二輯（一九八四、思文閣出版）所収影印（古写本）による。
- (9) 是澤恭三「紙背文書の散佚 高山寺近衛兼教一筆五部大乘経の例」（古文书研究）一〇、一九七五・一二に詳しい。単独で軸装されたものが近時慶應義塾図書館に収蔵され、佐藤道生「鎌倉初期」写 詩懷紙」（三田評論）一〇三二、二〇〇〇・三三の紹介記事がある。
- (10) 古典保存会影印による。
- (11) 統群書類従完成会本による。
- (12) 東京大学史料編纂所影写本による。
- (13) 本資料については小川剛生氏に御教示を賜った。
- (14) 国文学研究資料館蔵紙焼写真による。
- (15) 大阪市立大学附属図書館森文庫蔵「懷紙書様」（国文学研究資料館蔵紙焼写真）所引本文による。
- (16) 宮内庁書陵部蔵「詩懷紙書様」（柳原本）、「詩懷紙写 上」に集成されている。まとまった例としては翠川文子「三条西実隆の积奠詩会—三条西家所藏奠詩懷紙の紹介をかねて—」（文学・語学）五七、一九七〇・九に紹介されたものがある。
- (17) 叡山文庫真如蔵本による（「真福寺善本叢刊」一二、二〇〇〇、臨川書店。最古写本である真福寺蔵本には解説部分が欠けている）。
- (18) 実際には九九九九九九二になっているが、第四行に「此行可八字」第七行に「此行可三字」と注記する。真福寺蔵本、寛永版本は九九九九九九三になっている。
- (19) 久曾神昇「初期の和歌懷紙」（書誌学）復刊一、一九六五・七、武井和人「一首懷紙書式雜纂」（中世和歌の文献学的研究）一九八九、笠間書院）を参照した。

(20) 儀式書や記録から会の次第を再現した論考として、注(0)前掲論文、滝川幸司「花宴考」(『詞林』二二、一九九七・四)、田村航「後宇多朝における御書所作文会―『勘仲記』を中心に―」(『学習院史学』三六、一九九八・三)などがあり、参照した。

(21) 佐藤進一「新版 古文書学入門」(一九九七、法政大学出版局)一頁。なお、富田正弘「中世史料論」(『岩波講座日本通史』別巻三・史料論、一九九五、岩波書店)を参照した。

〔付記〕

本稿は、二つの口頭発表「詩懷紙について」(名古屋中世文学研究会、一九九八年十二月十九日 於名古屋大学)「詩懷紙の機能」(東京大学中世文学研究会第二八三回例会、一九九九年五月二十八日 於学士会館分館)の内容およびその後の知見をまとめたものである。拙稿「詩のかたち・詩のこころ―『本朝無題詩』の背景―」(『国語と国文学』第七十二巻第五号、一九九五・五)を併せ御覧いただければ幸いである。